

# 子ども・子育て支援新制度が始まります！

平成 24 年 8 月、子ども・子育て支援法が成立しました。この法律に基づく「子ども・子育て支援制度」が、平成 27 年 4 月からスタートします。

## 新制度の利用の流れ

～幼稚園・保育所・認定こども園などを利用するときは？

手続きの時期や流れは、これまでと大きく異なるものではありません。新制度では、施設（幼稚園、保育所、認定こども園など）の利用を希望する保護者は、利用のための認定申請が必要になります。子どもの年齢や保護者の就労状況などにより、認定区分は下記のとおり 3 つに分かれており、認定区分に応じて利用できる施設が決まります。

### ●幼稚園の利用を希望する場合

- ①幼稚園に直接利用申し込み
- ②入園内定  
(定員超過などの場合には利用調整があります)
- ③幼稚園を通じて認定を申請
- ④幼稚園を通じて市が認定書を交付 1号認定
- ⑤幼稚園への入園

### ●保育所の利用を希望する場合

- ①市・保育所に「保育の必要性」の認定の申請と利用申し込み
- ②市が「保育の必要性」を認定  
2号・3号認定 保育標準時間・保育短時間認定
- ③申請者の希望・保育所等の状況により市が利用調整
- ④入所内定、市が認定証を交付
- ⑤保育所への入所

### ●認定こども園の利用を希望する場合

1号認定は幼稚園と、2号・3号認定は保育所と同じ流れになります

## 3つの認定区分

#### 1号認定

満4歳以上で、教育を希望する場合  
【利用先】幼稚園（私立は3歳以上）、認定こども園

#### 2号認定

満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、  
保育所などで保育・教育を希望する場合  
【利用先】保育所、認定こども園

#### 3号認定

満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、  
保育所などで保育を希望する場合  
【利用先】保育所、認定こども園

## 保育の必要量に応じた区分

2号・3号認定は、保育が必要な時間によって、さらに「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に区分されます。

#### 保育標準時間認定

(就労の場合、「週 30 時間、月 120 時間以上」の勤務を要件とする予定です)  
→1日 11 時間まで、必要とする保育を利用できます

#### 保育短時間認定

(就労の場合、「月 4 8 時間以上」の勤務を要件とする予定です)  
→1日 8 時間まで、必要とする保育を利用できます

## 保育を必要とする事由とは・・・

- ・就労（フルタイム・パートタイム・居宅内の労働など）
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障がい
- ・親族の介護、看護
- ・災害復旧
- ・求職活動
- ・就学（職業訓練校などでの職業訓練など）
- ・虐待やDVの恐れがある場合
- ・育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合
- ・そのほか、上記に類する状態として市が認める場合

## 今後のスケジュール

平成 26 年

11 月

- 認定申請の受付を開始
- 平成 27 年度保育所入所申込開始

12 月

- 入所選考会議

平成 27 年

1 月

- 抽選会実施

2 月

- 認定証の交付
- 入所（園）承認書発行

3 月

- 各施設で説明会等実施

4 月

- 子ども・子育て支援制度がスタート
- 入所開始

※ 今後決定した事項については、ホームページや広報を通して順次お知らせしていく予定です。